

国官人第 1386 号
平成 26 年 11 月 17 日

国土交通省（関東地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、関東地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成 27 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 35 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成 27 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成 26 年 12 月 8 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 26 年 12 月 8 日から平成 26 年 12 月 19 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成 26 年 12 月 8 日（月）午前 10 時から平成 26 年 12 月 19 日（金）午後 5 時まで
(10 勤務日、12 日間)

- ※電子メールによる提出は、平成 26 年 12 月 19 日午後 5 時受信分まで有効とする。
- ※郵送による提出は、平成 26 年 12 月 19 日の消印まで有効とする。
- ※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成 27 年 4 月 1 日（水）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※平成 27 年 2 月 19 日（木）までに通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所 :

電 話 :

E メールアドレス :

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所 :

電 話 :

E メールアドレス :

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、関東地方整備局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ① 関東地方整備局付
 - ② 関東地方整備局の各部又は関東地方整備局各部の各課付
(一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)の行政職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成 27 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 35 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 平成 27 年 4 月 8 日（退職すべき期日の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 平成 27 年 4 月 1 日（募集期日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 27 年 4 月 1 日（募集期日）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成 27 年 4 月 1 日（水）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日）

※電子メールによる提出は、平成 27 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成 27 年 4 月 1 日（水）から平成 27 年 4 月 8 日（水）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所 :

電 話 :

E メールアドレス :

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所 :

電 話 :

E メールアドレス :

別添2

国官人第1412号
平成26年11月17日

国土交通省（北海道開発局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道開発局に所属している職員であること。
(行政職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成27年3月31日時点で、事務官にあつては「満50歳以上（昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる）」、技官にあつては「満55歳以上（昭和35年4月1日生まれの職員も含まれる）」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成27年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成26年12月8日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月8日から平成26年12月19日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道開発局に所属している職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ①北海道開発局付
 - ②北海道開発局の各部付又は北海道開発局各部の各課付
 - ③北海道開発局の各開発建設部付
(行政職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成27年3月31日時点で、事務官にあつては「満50歳以上(昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる)」、技官にあつては「満55歳以上(昭和35年4月1日生まれの職員も含まれる)」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号(下記)に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成27年4月8日(退職すべき期日の末日)までに定年に達する職員
 - ④平成27年3月31日(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年3月31日から平成27年4月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間(応募受付期間)

平成27年3月31日(火) 10時から平成27年4月1日(水) 17時まで
(2日間)

※メールによる提出は平成27年4月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日(火) から平成27年4月8日(水)

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の

平成26年11月17日
国官人第1413号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道運輸局に所属している職員であること。
- (2) 平成27年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成27年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成26年12月8日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月8日から平成26年12月19日（募集期間内）までに懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成26年12月 8日（月）午前10時から

平成26年12月19日（金）午後5時まで （約2週間）

※メールによる提出は平成26年12月19日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成26年12月19日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）又は平成27年4月1日（水）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、北海道運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成27年2月19日（木）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに北海道運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

北海道運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

（応募先）

北海道運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ① 北海道運輸局付
 - ② 北海道運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
 - ③ 北海道運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付
- (2) 平成27年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成27年4月8日（退職すべき期日の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年3月31日から平成27年4月1日（募集期間内）までに懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年 3月31日（火）午前10時から

平成27年 4月 1日（水）午後5時まで （2日間）

※メールによる提出は平成27年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）から平成27年4月8日（水）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な

運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、北海道運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに北海道運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

北海道運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

(応募先)

北海道運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

平成26年11月17日
国官人第1415号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、関東運輸局に所属している事務官であること。
- (2) 平成27年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成27年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成26年12月8日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月8日から平成26年12月19日（募集期間内）までに懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成26年12月 8日（月）午前10時から

平成26年12月19日（金）午後5時まで （約2週間）

※メールによる提出は平成26年12月19日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成26年12月19日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）又は平成27年4月1日（水）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成27年2月19日（木）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

関東運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

（提出先）

関東運輸局総務部人事課長

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、関東運輸局の事務官のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

- ① 関東運輸局付
- ② 関東運輸局総務部付
- ③ 関東運輸局総務部人事課付

(2) 平成27年3月31日時点において「満50歳以上」であること。

※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年4月8日（退職すべき期日の末日）までに定年に達する職員
- ④ 平成27年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年3月31日から平成27年4月1日（募集期間内）までに懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年 3月31日（火）午前10時から

平成27年 4月 1日（水）午後5時まで （2日間）

※メールによる提出は平成27年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）から平成27年4月8日（水）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第一)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

関東運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

(提出先)

関東運輸局総務部人事課長

Eメール：

平成26年11月17日
国官人第1416号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、関東運輸局に所属している技官であること。
- (2) 平成27年3月31日時点において「満56歳以上」であること。
※昭和34年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成27年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成26年12月8日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月8日から平成26年12月19日（募集期間内）までに懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成26年12月 8日（月）午前10時から

平成26年12月19日（金）午後5時まで （約2週間）

※メールによる提出は平成26年12月19日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成26年12月19日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）又は平成27年4月1日（水）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成27年2月19日（木）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

関東運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

（提出先）

関東運輸局総務部人事課長

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、関東運輸局の技官のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ① 関東運輸局付
 - ② 関東運輸局自動車技術安全部付
 - ③ 関東運輸局自動車技術安全部技術課付
- (2) 平成27年3月31日時点において「満56歳以上」であること。
※昭和34年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 平成27年4月8日（退職すべき期日の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 平成27年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年3月31日から平成27年4月1日（募集期間内）までに懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年 3月31日（火）午前10時から

平成27年 4月 1日（水）午後5時まで （2日間）

※メールによる提出は平成27年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）から平成27年4月8日（水）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第一)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

関東運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

(提出先)

関東運輸局総務部人事課長

Eメール：

平成26年11月17日

国官人第1418号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中部運輸局に所属している職員であること。
- (2) 平成27年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③平成27年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員

④平成26年12月8日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月8日から平成26年12月19日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成26年12月 8日（月）午前10時から

平成26年12月19日（金）午後 1時まで （約2週間）

※メールによる提出は平成26年12月19日 午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成26年12月19日消印まで有効とする。

※持参による提出は勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）又は平成27年4月1日（水）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先（応募先）」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成27年2月19日（木）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先（応募先）」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

中部運輸局総務部人事課

電話：

Eメール：

(提出先)

中部運輸局総務部人事課

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中部運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ① 中部運輸局付
 - ② 中部運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
 - ③ 中部運輸局総務部人事課又は自動車技術安全部付
- (2) 平成27年3月31日時点で「満50歳以上」であること。
※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成27年4月8日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年3月31日から平成27年4月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年3月31日（火）午前10時から

平成27年4月1日（水）午後5時まで（2日間）

※メールによる提出は平成27年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）から平成27年4月8日（水）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式一)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先(応募先)」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先(応募先)」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

中部運輸局総務部人事課

電話:

Eメール:

(提出先)

中部運輸局総務部人事課

電話:

Eメール:

平成26年11月17日
国官人第1419号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、近畿運輸局に所属している職員であること。
- (2) 平成27年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成27年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成26年12月8日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月8日から平成26年12月19日（募集期間内）までに懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

事務官及び技官それぞれ若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成26年12月 8日（月）午前10時から

平成26年12月19日（金）午後5時まで （約2週間）

※メールによる提出は平成26年12月19日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成26年12月19日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）又は平成27年4月1日（水）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、近畿運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成27年2月19日（木）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに近畿運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

近畿運輸局総務部人事課長

電話：

Eメール：

（提出先）

近畿運輸局総務部人事課長

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、近畿運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ① 近畿運輸局付
 - ② 近畿運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
 - ③ 近畿運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付
- (2) 平成27年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成27年4月8日（退職すべき期日の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年3月31日から平成27年4月1日（募集期間内）までに懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

事務官及び技官それぞれ若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年 3月31日（火）午前10時から

平成27年 4月 1日（水）午後1時まで （2日間）

※メールによる提出は平成27年4月1日午後1時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）から平成27年4月8日（水）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、近畿運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに近畿運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

近畿運輸局総務部人事課長

電話：

Eメール：

(提出先)

近畿運輸局総務部人事課長

電話：

Eメール：

平成 27 年 1 月 30 日

国官人第 1 7 9 9 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）、医療職俸給表（一）、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成 27 年 4 月 1 日時点で「満 50 歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成 27 年 6 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成 27 年 3 月 1 8 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 27 年 3 月 1 8 日から平成 27 年 6 月 1 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成 27 年 3 月 1 8 日（水） 1 0 時から平成 27 年 6 月 1 日（月） 1 7 時まで
(約 2 ヶ月半)

※メールによる提出は平成 27 年 6 月 1 日 1 7 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成 27 年 6 月 1 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成 27 年 3 月 3 0 日（月）から平成 27 年 6 月 8 日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課

電話：

Eメール：

※今回の募集時より、Eメールアドレスが変更されているので注意すること。

平成27年4月28日
国官人第181号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。
- (2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は平成27年6月30日時点）。
 - ① 管制職、運用職及び操縦・整備職（定期運送用操縦士若しくは事業用操縦士又は航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）
 - a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課(官)付
 - b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付
 - ② 無線職・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）に限る。）
 - ③ その他の職種・・・満50歳以上
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 平成27年8月10日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 平成27年5月20日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年5月20日から平成27年8月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年5月20日（水）10時から平成27年8月1日（土）17時まで
（約2ヶ月間）

※メールによる提出は平成27年8月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成27年8月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成27年6月30日（火）から平成27年8月10日（月）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐

電 話：

Eメール：

平成27年5月18日
国官人第272号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）、医療職俸給表（一）、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成28年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成27年9月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年6月17日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年6月17日から平成27年9月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年6月17日（水）10時から平成27年9月1日（火）17時まで
(約2ヶ月半)

※メールによる提出は平成27年9月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成27年9月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成27年6月25日（木）から平成27年9月8日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課

電話：

Eメール：

※今回の募集時より、Eメールアドレスが変更されているので注意すること。

平成 2 7 年 5 月 2 5 日
国 官 人 第 2 9 6 号

国土交通省（北海道開発局）における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道開発局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成 2 8 年 4 月 1 日時点で、事務官にあつては「満 5 0 歳以上」、技官にあつては「満 5 5 歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成 2 7 年 9 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成 2 7 年 6 月 1 7 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 2 7 年 6 月 1 7 日から平成 2 7 年 9 月 1 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成 2 7 年 6 月 1 7 日（水） 1 0 時から平成 2 7 年 9 月 1 日（火） 1 7 時まで
(約 2.5 ヶ月半)

※メールによる提出は平成 2 7 年 9 月 1 日 1 7 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成 2 7 年 9 月 1 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成 2 7 年 6 月 2 5 日（木）から平成 2 7 年 9 月 8 日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ先

北海道開発局 開発監理部 人事課 (TEL [REDACTED])

Eメール: [REDACTED]

Eメール: [REDACTED]

平成 27 年 6 月 30 日

国官人第 532 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。
- (2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は平成 27 年 9 月 30 日時点）。
 - ① 管制職、運用職及び操縦・整備職（定期運送用操縦士若しくは事業用操縦士又は航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）・・・満 55 歳以上（行政職俸給表（一）6 級以上（又は専門行政職俸給表 4 級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）
 - a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課(官)付
 - b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付
 - ② 無線職・・・満 55 歳以上（行政職俸給表（一）6 級以上（又は専門行政職俸給表 4 級以上）に限る。）
 - ③ その他の職種・・・満 50 歳以上
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 平成 27 年 10 月 10 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 平成 27 年 7 月 20 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 27 年 7 月 20 日から平成 27 年 10 月 1 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年7月20日（月）10時から平成27年10月1日（木）17時まで
（約2ヶ月間）

※メールによる提出は平成27年10月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成27年10月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成27年9月1日（火）から平成27年10月10日（土）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐

電話：

Eメール：

平成27年9月1日
国官人第921号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。
(行政職俸給表(二)、医療職俸給表(一)、医療職俸給表(三)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成28年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号(下記)に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成27年10月8日(退職すべき期間の末日)までに定年に達する職員
 - ④平成27年9月8日(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年9月8日から平成27年10月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間(応募受付期間)

平成27年9月8日(火) 10時から平成27年10月1日(木) 17時まで
(約3週間)

※メールによる提出は平成27年10月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成27年10月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成27年9月15日(火)から平成27年10月8日(木)まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね20日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課

電話：

Eメール：

平成27年10月16日

国官人第1243号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。
- (2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は平成27年12月31日時点）。
 - ① 管制職、運用職及び操縦・整備職（定期運送用操縦士若しくは事業用操縦士又は航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）
 - a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課(官)付
 - b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付
 - ② 無線職・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）に限る。）
 - ③ その他の職種・・・満50歳以上
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 平成28年1月10日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 平成27年11月1日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年11月1日から平成28年1月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年11月1日（日）10時から平成28年1月1日（金）17時まで
（約2ヶ月間）

※メールによる提出は平成28年1月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成28年1月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成27年12月31日（木）から平成28年1月10日（日）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐

電話：

Eメール：

平成 27 年 10 月 30 日
国 官 人 第 1342 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）、医療職俸給表（一）、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成28年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年2月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年11月17日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年11月17日から平成28年2月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年11月17日（火）10時から平成28年2月1日（月）17時まで
(約2か月間)

※メールによる提出は平成28年2月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成28年2月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成27年11月29日（日）から平成28年2月8日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課

電話：

Eメール：

国官人第 1140 号
平成 27 年 11 月 16 日

国土交通省（国土地理院）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土地理院に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成 28 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 36 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成 28 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成 27 年 12 月 7 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 27 年 12 月 7 日から平成 27 年 12 月 18 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成 27 年 12 月 7 日（月）午前 10 時から平成 27 年 12 月 18 日（金）午後 5 時まで
(10 勤務日、12 日間)

※電子メールによる提出は、平成 27 年 12 月 18 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、平成 27 年 12 月 18 日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成 28 年 4 月 1 日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※平成28年2月18日（木）までに通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - （1）本募集実施要項に適合しない場合
 - （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土地理院 総務部 調整官

住 所：

Eメールアドレス：

国官人第1441号
平成27年11月16日

国土交通省（東北地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、東北地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成28年3月31日時点で「満55歳以上」であること。
※昭和36年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年12月7日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月7日から平成27年12月18日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年12月7日（月）午前10時から平成27年12月18日（金）午後5時まで
(10勤務日、12日間)

※電子メールによる提出は、平成27年12月18日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、平成27年12月18日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成 28 年 4 月 1 日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※平成 28 年 2 月 18 日（木）までに通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

東北地方整備局 総務部 人事課

住 所：

電 話：

Eメールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

東北地方整備局 総務部 人事課（港湾空港関係）

住 所：

電 話：

Eメールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、東北地方整備局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ①東北地方整備局付
 - ②東北地方整備局の各部又は東北地方整備局各部の各課付
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成 28 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 36 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成 28 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成 28 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 28 年 4 月 1 日（募集の期間）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成 28 年 4 月 1 日（金）午前 10 時から平成 28 年 4 月 1 日（金）午後 5 時まで（1 日）

※電子メールによる提出は、平成 28 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成 28 年 4 月 1 日（金）から平成 28 年 4 月 8 日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

東北地方整備局 総務部 人事課

住 所：

電 話：

Eメールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

東北地方整備局 総務部 人事課（港湾空港関係）

住 所：

電 話：

Eメールアドレス：

国官人第1442号
平成27年11月16日

国土交通省（関東地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、関東地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成28年3月31日時点で「満55歳以上」であること。
※昭和36年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年12月7日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月7日から平成27年12月18日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年12月7日（月）午前10時から平成27年12月18日（金）午後5時まで
（10勤務日、12日間）

※電子メールによる提出は、平成27年12月18日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、平成27年12月18日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成28年4月1日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成28年2月18日（木）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：

電 話：

Eメールアドレス：

②港湾空港関係事務に従事する職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：

電 話：

Eメールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、関東地方整備局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ① 関東地方整備局付
 - ② 関東地方整備局の各部又は関東地方整備局各部の各課付
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成 28 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 36 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 平成 28 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 平成 28 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 28 年 4 月 1 日（募集の期間）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成 28 年 4 月 1 日（金）午前 10 時から平成 28 年 4 月 1 日（金）午後 5 時まで（1 日）

※電子メールによる提出は、平成 28 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成 28 年 4 月 1 日（金）から平成 28 年 4 月 8 日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住所：

電話：

Eメールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住所：

電話：

Eメールアドレス：

国官人第1443号
平成27年11月16日

国土交通省（北陸地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北陸地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）及び海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成28年3月31日時点で「満55歳以上」であること。
※昭和36年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年12月7日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月7日から平成27年12月18日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年12月7日（月）午前10時から平成27年12月18日（金）午後5時まで
（10勤務日、12日間）

※電子メールによる提出は、平成27年12月18日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、平成27年12月18日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成28年4月1日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成28年2月18日（木）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) 本募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

北陸地方整備局 総務部 人事課長

人事企画官

住 所 :

Eメールアドレス :

国官人第1444号
平成27年11月16日

国土交通省（中部地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中部地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成28年3月31日時点で「満55歳以上」であること。
※昭和36年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年12月7日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月7日から平成27年12月18日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年12月7日（月）午前10時から平成27年12月18日（金）午後5時まで
（10勤務日、12日間）

※電子メールによる提出は、平成27年12月18日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、平成27年12月18日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成28年4月1日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に電子メール、持参又は郵送にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※平成28年2月18日（木）までに通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に電子メール、持参又は郵送にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

中部地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

電話：[REDACTED]

住所：[REDACTED]

Eメールアドレス：[REDACTED]

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

中部地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

電話：[REDACTED]

住所：[REDACTED]

Eメールアドレス：[REDACTED]

国官人第 1445 号
平成 27 年 11 月 16 日

国土交通省（近畿地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、近畿地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成 28 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 36 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成 28 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成 27 年 12 月 7 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 27 年 12 月 7 日から平成 27 年 12 月 18 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成 27 年 12 月 7 日（月）午前 10 時から平成 27 年 12 月 18 日（金）午後 5 時まで
(10 勤務日、12 日間)

※電子メールによる提出は、平成 27 年 12 月 18 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、平成 27 年 12 月 18 日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成 28 年 4 月 1 日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営

の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※平成 28 年 2 月 18 日（木）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

近畿地方整備局 総務部

住 所：

E メールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

近畿地方整備局 総務部

住 所：

E メールアドレス：

7. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

近畿地方整備局 総務部 総括調整官

電 話：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

近畿地方整備局 総務部 総括調整官

電 話：

国官人第 1446 号
平成 27 年 11 月 16 日

国土交通省（中国地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中国地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成 28 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 36 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成 28 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成 27 年 12 月 7 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 27 年 12 月 7 日から平成 27 年 12 月 18 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成 27 年 12 月 7 日（月）午前 10 時から平成 27 年 12 月 18 日（金）午後 5 時まで
(10 勤務日、12 日間)

※電子メールによる提出は、平成 27 年 12 月 18 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、平成 27 年 12 月 18 日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成 28 年 4 月 1 日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営

の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※平成 28 年 2 月 18 日（木）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

中国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

住 所 :

電 話 :

E メールアドレス :

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

中国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

住 所 :

電 話 :

E メールアドレス :

国官人第 1447 号
平成 27 年 11 月 16 日

国土交通省（四国地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、四国地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成 28 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 36 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成 28 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成 27 年 12 月 7 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 27 年 12 月 7 日から平成 27 年 12 月 18 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成 27 年 12 月 7 日（月）午前 10 時から平成 27 年 12 月 18 日（金）午後 5 時まで
(10 勤務日、12 日間)

※電子メールによる提出は、平成 27 年 12 月 18 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、平成 27 年 12 月 18 日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成 28 年 4 月 1 日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※平成 28 年 2 月 18 日（木）までに通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ① 港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

四国地方整備局 総務部

E メールアドレス：

- ② 港湾空港関係事務に従事する職員

四国地方整備局 総務部 人事課長補佐

E メールアドレス：

住 所：

国官人第1448号
平成27年11月16日

国土交通省（九州地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、九州地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）及び海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成28年3月31日時点で「満55歳以上」であること。
※昭和36年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年12月7日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月7日から平成27年12月18日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年12月7日（月）午前10時から平成27年12月18日（金）午後5時まで
（10勤務日、12日間）

※電子メールによる提出は、平成27年12月18日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、平成27年12月18日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成28年4月1日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営

の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※平成28年2月18日（木）までに通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

九州地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

Eメールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

九州地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

Eメールアドレス：

住 所：

電 話：

平成27年11月16日
国官人第1449号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道運輸局に所属している職員であること。
- (2) 平成28年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和41年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年12月7日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月7日から平成27年12月18日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年12月 7日（月）午前10時から

平成27年12月18日（金）午後5時まで （約2週間）

※メールによる提出は平成27年12月18日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成27年12月18日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成28年3月31日（木）又は平成28年4月1日（金）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手續

①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第一)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、北海道運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成28年2月18日(木)までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに北海道運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

北海道運輸局総務部人事課

電話:

Eメール

(応募先)

北海道運輸局総務部人事課長

電話:

Eメール

平成27年11月16日
国官人第1450号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、東北運輸局に所属している職員であること。
- (2) 平成28年3月31日時点において「満55歳以上」であること。
※昭和36年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年12月7日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月7日から平成27年12月18日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年12月 7日（月）午前10時から

平成27年12月18日（金）午後5時まで （約2週間）

※メールによる提出は平成27年12月18日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成27年12月18日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成28年3月31日（木）又は平成28年4月1日（金）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、東北運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成28年2月18日（木）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに東北運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

東北運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

（応募先）

東北運輸局総務部人事課長

電話：

Eメール

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、東北運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ① 東北運輸局付
 - ② 東北運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
 - ③ 東北運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付
- (2) 平成28年3月31日時点において「満55歳以上」であること。
※昭和36年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成28年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成28年3月31日から平成28年4月1日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成28年 3月31日（木）午前10時から

平成28年 4月 1日（金）午後5時まで （2日間）

※メールによる提出は平成28年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成28年3月31日（木）から平成28年4月8日（金）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な

運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、東北運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに東北運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

東北運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

(応募先)

東北運輸局総務部人事課長

電話：

Eメール

平成27年11月16日
国官人第1451号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、関東運輸局に所属している職員であること。
- (2) 平成28年3月31日時点において「満55歳以上」であること。
※昭和36年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年12月7日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月7日から平成27年12月18日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年12月 7日（月）午前10時から

平成27年12月18日（金）午後5時まで （約2週間）

※メールによる提出は平成27年12月18日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成27年12月18日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成28年3月31日（木）又は平成28年4月1日（金）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成28年2月18日（木）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

関東運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

（応募先）

関東運輸局総務部人事課長

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、**関東運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員**であること。

① 関東運輸局付

② 関東運輸局総務部付又は自動車技術安全部付

③ 関東運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 平成28年3月31日時点において「満55歳以上」であること。

※昭和36年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③平成28年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④平成28年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成28年3月31日から平成28年4月1日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成28年 3月31日（木）午前10時から

平成28年 4月 1日（金）午後5時まで （2日間）

※メールによる提出は平成28年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成28年3月31日（木）から平成28年4月8日（金）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及び

その理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

関東運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

(応募先)

関東運輸局総務部人事課長

電話：

Eメール：

平成27年11月16日

国官人第1453号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく、早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中部運輸局に所属している職員であること。
- (2) 平成28年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和41年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年12月7日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月7日から平成27年12月18日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年12月 7日（月）午前10時から

平成27年12月18日（金）午後 5時まで （約2週間）

※メールによる提出は平成27年12月18日 午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成27年12月18日消印まで有効とする。

※持参による提出は勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成28年3月31日（木）又は平成28年4月1日（金）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し書面による職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先（応募先）」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成28年2月18日（木）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先（応募先）」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

中部運輸局総務部人事課

電話：

Eメール：

(応募先)

中部運輸局総務部人事課

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく、早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中部運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ① 中部運輸局付
 - ② 中部運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
 - ③ 中部運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付
- (2) 平成28年3月31日時点で「満50歳以上」であること。
※昭和41年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成28年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成28年3月31日から平成28年4月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成28年3月31日（木）午前10時から

平成28年4月 1日（金）午後 5時まで （2日間）

※メールによる提出は平成28年4月1日 午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成28年3月31日（木）から平成28年4月8日（金）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し書面による本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ

とがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式一)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先(応募先)」に郵送、メール又は持参で提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
- (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先(応募先)」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

中部運輸局総務部人事課

電話：

Eメール：

(応募先)

中部運輸局総務部人事課

電話：

Eメール：

平成27年11月16日
国官人第1454号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、近畿運輸局に所属している職員であること。
- (2) 平成28年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和41年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年12月7日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月7日から平成27年12月18日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

事務官及び技官それぞれ若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年12月7日（月）午前10時から

平成27年12月18日（金）午後5時まで（約2週間）

※メールによる提出は平成27年12月18日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成27年12月18日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成28年3月31日（木）又は平成28年4月1日（金）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、近畿運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成28年2月18日（木）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに近畿運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

近畿運輸局総務部人事課長

電話：

Eメール：

（応募先）

近畿運輸局総務部人事課長

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、近畿運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ① 近畿運輸局付
 - ② 近畿運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
 - ③ 近畿運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付
- (2) 平成28年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和41年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成28年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成28年3月31日から平成28年4月1日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

事務官及び技官それぞれ若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成28年 3月31日（木）午前10時から

平成28年 4月 1日（金）午後5時まで （2日間）

※メールによる提出は平成28年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成28年3月31日（木）から平成28年4月8日（金）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第一)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、近畿運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※応募後5日間以内に通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに近畿運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

近畿運輸局総務部人事課長

電話：

Eメール：

(応募先)

近畿運輸局総務部人事課長

電話：

Eメール：

平成27年11月16日
国官人第1455号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、神戸運輸監理部に所属している職員であること。
- (2) 平成28年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和41年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年12月7日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月7日から平成27年12月18日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年12月 7日（月）午前10時から

平成27年12月18日（金）午後5時まで （約2週間）

※メールによる提出は平成27年12月18日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成27年12月18日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成28年3月31日（木）又は平成28年4月1日（金）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、神戸運輸監理部総務企画部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成28年2月18日（木）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに神戸運輸監理部総務企画部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

神戸運輸監理部総務企画部人事課長

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、神戸運輸監理部の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ① 神戸運輸監理部付
 - ② 神戸運輸監理部総務企画部付又
 - ③ 神戸運輸監理部総務企画部人事課付
- (2) 平成28年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和41年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成28年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成28年3月31日から平成28年4月1日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成28年 3月31日（木）午前10時から

平成28年 4月 1日（金）午後5時まで （2日間）

※メールによる提出は平成28年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成28年3月31日（木）から平成28年4月8日（金）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な

運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、神戸運輸監理部総務企画部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに神戸運輸監理部総務企画部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

神戸運輸監理部総務企画部人事課長

電話：

Eメール：

平成 27 年 11 月 16 日
国 官 人 第 1 4 5 6 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、中国運輸局に所属している職員であること。
- (2) 平成 28 年 3 月 31 日時点において「満 50 歳以上」であること。
※昭和 41 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成 28 年 4 月 1 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成 27 年 12 月 7 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 27 年 12 月 7 日から平成 27 年 12 月 18 日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成 27 年 12 月 7 日（月）午前 10 時から

平成 27 年 12 月 18 日（金）午後 5 時まで（約 2 週間）

※メールによる提出は平成 27 年 12 月 18 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成 27 年 12 月 18 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成 28 年 3 月 31 日（木）又は平成 28 年 4 月 1 日（金）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第一)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、中国運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成28年2月18日(木)までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに中国運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

中国運輸局総務部

電話：

Eメール

(応募先)

中国運輸局総務部人事課長

電話：

Eメール：

平成27年11月16日
国官人第1457号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、九州運輸局に所属している職員であること。
- (2) 平成28年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和41年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年12月7日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月7日から平成27年12月18日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年12月 7日（月）午前10時から

平成27年12月18日（金）午後5時まで （約2週間）

※メールによる提出は平成27年12月18日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成27年12月18日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成28年3月31日（木）又は平成28年4月1日（金）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、九州運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成28年2月18日（木）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに九州運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

九州運輸局総務部人事課

電話：

Eメール 人事課長

課長補佐

（応募先）

九州運輸局総務部人事課長

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、九州運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ① 九州運輸局付
 - ② 九州運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
 - ③ 九州運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付
- (2) 平成28年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和41年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成28年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成28年3月31日から平成28年4月1日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成28年 3月31日（木）午前10時から

平成28年 4月 1日（金）午後5時まで （2日間）

※メールによる提出は平成28年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成28年3月31日（木）から平成28年4月8日（金）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な

運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、九州運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに九州運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

九州運輸局総務部人事課

電話：

Eメール 人事課長

課長補佐

(応募先)

九州運輸局総務部人事課長

電話：

Eメール：

平成27年11月16日

国官人第1458号

国土交通省（北海道開発局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職者希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道開発局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成28年4月1日時点で、事務官にあつては「満50歳以上」、技官にあつては「満55歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成27年12月7日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年12月7日から平成27年12月18日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成27年12月7日（月）10時から平成27年12月18日（金）17時まで
(約2週間)

※メールによる提出は平成27年12月18日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成27年12月18日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成28年3月31日（木）又は平成28年4月1日（金）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成28年2月18日（木）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ先

北海道開発局 開発監理部 人事課 (TEL [REDACTED])

Eメール： [REDACTED]

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道開発局に所属している職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること
 - ①北海道開発局付
 - ②北海道開発局の各部付又は北海道開発局各部の各課付
 - ③北海道開発局の各開発建設部付
(行政職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成28年4月1日時点で、事務官にあつては「満50歳以上」、技官にあつては「満55歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号(下記)に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月8日(退職すべき期間の末日)までに定年に達する職員
 - ④平成28年3月31日(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成28年3月31日から平成28年4月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間(応募受付期間)

平成28年3月31日(木) 10時から平成28年4月1日(金) 17時まで
(2日間)

※メールによる提出は平成28年4月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成28年3月31日（木）から平成28年4月8日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね5日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取り下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ先

北海道開発局 開発監理部 人事課 (TEL [REDACTED])

Eメール: [REDACTED]

平成28年2月1日
国官人第1813号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）、医療職俸給表（一）、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成28年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年5月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成28年3月18日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成28年3月18日から平成28年5月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成28年3月18日（金）10時から平成28年5月1日（日）17時まで
(約2か月間)

※メールによる提出は平成28年5月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成28年5月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成28年3月30日（水）から平成28年5月8日（日）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課

電話：

Eメール：

平成28年1月22日

国官人第1814号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。
- (2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は平成28年3月31日時点）。
 - ① 管制職、運用職及び操縦・整備職（定期運送用操縦士若しくは事業用操縦士又は航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）
 - a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課(官)付
 - b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付
 - ② 無線職・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）に限る。）
 - ③ その他の職種・・・満50歳以上
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 平成28年4月10日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 平成28年2月1日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成28年2月1日から平成28年4月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成28年2月1日（月）10時から平成28年4月1日（金）17時まで
（約2ヶ月間）

※メールによる提出は平成28年4月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成28年4月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成28年3月31日（木）から平成28年4月10日（日）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐

電 話：

Eメール：

平成28年1月22日

国官人第1815号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省に所属している船舶技官であること。
- (2) 平成28年4月1日時点で「満55歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成28年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成28年3月18日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成28年3月18日から平成28年4月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成28年3月18日（金）10時から平成28年4月1日（金）17時まで
(約2週間)

※メールによる提出は平成28年4月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成28年4月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

平成28年3月31日（木）から平成28年4月8日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書

面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募申請書の受理後、1週間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課

電話：

Eメール：

国官人第 1816 号
平成 28 年 2 月 1 日

国土交通省（国土技術政策総合研究所）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土技術政策総合研究所に所属している職員であること。
（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。）
- (2) 平成 28 年 3 月 31 日時点で「満 45 歳以上」であること。
※昭和 46 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成 28 年 5 月 1 日（退職すべき期日の末日）までに定年に達する職員
 - ④平成 28 年 2 月 15 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 28 年 2 月 15 日から平成 28 年 4 月 1 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成 28 年 2 月 15 日（月）午前 10 時から平成 28 年 4 月 1 日（金）午後 5 時まで
（約 1 か月間）

※電子メールによる提出は、平成 28 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、平成 28 年 4 月 1 日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成 28 年 3 月 31 日（木）から平成 28 年 5 月 1 日（日）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営

の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール、郵送又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※平成 28 年 4 月 8 日（金）までに通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール、郵送又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土技術政策総合研究所

（旭・立原庁舎）総務部 人事厚生課長

住 所：

E メールアドレス：

（横須賀庁舎）管理調整部 管理課長

住 所：

E メールアドレス：

平成 27 年度海上保安庁早期退職募集実施要項

平成 27 年 11 月 11 日

海上保安庁長官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

次の（１）から（３）の要件をすべて満たす職員

（１）平成 27 年 11 月 13 日において、次の①から③のいずれかに該当すること。

- ① 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）（以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員
- ② 一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受ける 8 級以上の職員
- ③ 一般職給与法の行政職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受け、かつ、行政職俸給表（一） 8 級に相当する職務の級以上の職員

（２）平成 28 年 4 月 1 日に満 57 歳以上であること。

（３）次の①から④のいずれかに該当しないこと。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成 28 年 4 月 1 日までに定年に達する職員
- ④ 平成 27 年 11 月 13 日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 27 年 11 月 13 日から平成 28 年 1 月 12 日までに懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約 2 ヶ月）

平成 27 年 11 月 13 日 00 時から平成 28 年 1 月 12 日 24 時まで

（ただし、都合により募集の期間を延長する場合がある。その場合は、直ちにその旨を周知する。）

4 退職すべき期間

平成 28 年 3 月 31 日又は平成 28 年 4 月 1 日

（認定後、退職すべき期日を定めて別途通知する。ただし、認定後に生じた事情により、退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。）

5 応募の手続

（1）応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（別記様式第一）」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、上記募集の期間内に、下記受付担当宛に電子メール又は郵送にて提出すること。ただし、郵送にて提出する場合は、下記受付担当宛にその旨を連絡すること。

なお、郵送にて提出する場合は、平成 28 年 1 月 12 日の消印までこれを受け付ける。

（2）応募した職員に対しては、平成 28 年 1 月 29 日（予定）までに認定又は不認定の通知書を交付する。

ただし、応募した職員のうち、国家公務員法（昭和 22 年 10 月 21 日法律第 120 号）（以下「法」という。）第 34 条第 1 項第 6 号に定める幹部職員に対しては、法第 61 条の 4 第 1 項に定める協議終了後（遅くとも 3 月下旬まで）に通知書を交付する。

なお、応募した職員が次の①から④のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分を受けた場合

